

障害者計画と障害福祉計画の追加

DPI 日本会議常任委員 中西正司

○ホームヘルパーサービス等介護給付サービスの拡充

- ・日常生活の支援が必要な人に必要なサービスの支給量を確保するよう、区市町村に適切な指導を行います。特に精神障害者のホームヘルプサービスの支給決定やサービスの継続の際、必要以上に医学モデルベースの考え方に偏った傾向が見られるので、必要な人に必要なサービスが提供されるよう指導・助言を行います。

○ガイドヘルパー等派遣事業の拡充

- ・ガイドヘルパーの派遣体制を整備し、支給条件等の緩和について検討します。
- ・重度脳性まひ者の在宅介護を支援するため、介護人派遣事業を継続します。

○手話通訳協力者等派遣事業の充実

- ・聴覚障害者のコミュニケーションを支援するために、手話協力者や要約筆記者を養成し、地域における派遣体制を整備します。

○巡回入浴サービスの推進

- ・在宅生活する重度障害者の日常生活を支援するため、巡回入浴サービス事業を継続します。

○日常生活用具等の給付・修理

- ・日常生活用具についての情報提供を行う、相談支援事業者等の受付窓口の拡充を図ります。

○病院・施設等から地域への移行推進

- ・社会的入院者、施設入所者等の地域への移行推進のため、居住の場・日中活動の場のサービスの向上を働きかけます。
- ・地域移行についての相談機能の充実とともに、グループホーム等との情報交換を行うなど関係機関との連携を図ります。
- ・自立生活に向けた体験施設等の検討を行います。
- ・グループホーム等の体験利用の質の向上を図ります。
- ・地域移行・地域定着支援の個別給付を行います。

○地域での提供体制の拡充

- ・ライフステージに即した、福祉、保健、医療、教育、労働との連携による相談・情報提供体制の整備、拡充を図ります。
- ・障害者相談員のスキルアップを図り、地域における相談体制を充実します。

○障害者ケアマネジメントへの対応

- ・地域で暮らす障害者や地域生活を希望する施設入所等の自立と社会参加を支援するため、個々の状況把握、サービスの実施・調整・評価等に対応するサービス利用の拡充を図ります。

○相談・情報提供の拡充

- ・専門相談員による相談・情報提供機能を充実します。
- ・多様な相談に対応できるよう、地域の障害者団体などとの連携を強化します。

○当事者活動支援

- ・障害当事者自身による、ピア・カウンセリングなど相談支援機関を活用し、当事者活動への支援体制の充実を図ります。
- ・相談支援専門員の初任者研修等を民間の障害者団体等が行う場合に遅滞なく指定を行い、障害者団体等が相談支援事業所を開始することを支援し、さらなる地域移行や自立生活の支援を行うマンパワーを増やします。

○障害者ひきこもり対策

- ・家族、行政、医療機関、施設、学校、地域等と連携するため相談支援事業所を活用し、相談支援・情報提供を図ります。

○保健福祉サービス拠点整備

- ・保健サービスと障害者サービスの役割分担を明確にするとともに、関係機関との連携を強化し利便性に考慮した拠点整備を検討します。

○早期発見早期治療体制整備

- ・障害者の疾病予防及び早期発見、早期治療のため、健診や相談などのサービスの充実を図ります。

○医療連携の推進

- ・医療機関における障害者理解が不十分であるため、障害を理由に診療拒否される場合があるので、一般病院や診療所との連携を進め、地域の医療機関での障害者理解や支援体制を構築します。
- ・医療機関の情報が周知されていないので、障害者の利便性に考慮した医療機関の情報提供システムの構築を図ります。
- ・また障害者歯科医療連携を推進します。

○緊急医療体制等の充実

- ・夜間休日等の救急医療体制の充実を図ります。

○医療の整備

- ・重度障害者の医療について、福祉、保健、医療、教育等、障害児者支援ネットワークの構築と、医療機関について検討します。

○療育の整備

- ・福祉、保健、医療、教育の連携を強化し、障害児の早期療育体制の充実を図ります。
- ・障害児のための療育・訓練の場を検討します。

○医療費に対する支援

- ・精神障害者を含め、必要とする障害者への医療費について助成します。

○ライフステージに即した家族支援の充実

- ・障害者の家族に対して、ライフステージに即した福祉、保健、医療、教育、労働との連携による相談先の明確化、相談支援体制の周知・充実を図ります。

○障害者の家族のネットワークのづくりの推進

- ・相談支援事業の中で、障害者の家族のネットワークづくりや、相談者としての当事者・家族を活用します。

○介護を行う家族支援の充実

- ・介護を行う家族がリフレッシュできるレスパイト機能の充実を図ります。
- ・複数の障害児者がいる家族への支援の充実を図ります。

○障害児保育の充実

- ・保育園や学童保育所において、保育が必要な障害児の受け入れ拡充を図ります。
- ・保育園・幼稚園での巡回発達相談の拡大を図ります。

○障害児の放課後活動の拡充

- ・福祉サービスになり余暇支援等の事業について検討します。
- ・日中一時支援や放課後等デイサービス事業の拡充を図ります。

○障害者用住宅の整備

- ・障害者が自立して生活できるよう公営住宅等において障害者向け住宅の整備を促進します。

○居住支援事業の充実

- ・居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援の充実を図ります。

○住宅設備改善費の助成

- ・障害者が生活しやすい住宅への改修を促進するため、設備改善費の助成の対象者を拡大します。

○日中活動支援事業の整備

- ・療育センター等、定員に余裕がないので、利用者の定員拡大を図ります。

○通所施設等の整備

- ・特別支援学校の重度障害者の受け入れ先として通所施設等の整備を行います。
- ・障害者の社会参加の機会を拡充するため、通所施設等日中活動の場の充実を図ります。

○利用者の状態やニーズに応じた多機能型施設の整備

- ・利用者の状態やニーズに応じた適切な支援を提供するため、ひとつの事業所で複数の障害者福祉サービスを組み合わせて実施するための整備を行います。
- ・既存施設を活用し、障害者自立支援法への移行を促進します。

○就学前の医療の充実

- ・就学前の障害児に対し、早期に適切な支援を行うため、療育機関の整備を図ります。

○特別支援学級の充実

- ・特別支援学級担当教員の研修の充実や特別支援学校と連携し、より専門性の高い教育を進めるよう充実を図ります。
- ・就学前の関係諸機関との連携により適切な支援や、教育内容の充実を図ります。

○通常学級における支援の充実

- ・通常学級における障害児ひとりひとりのニーズに応じて、心理士による巡回指導や学校サポータの配置などを通して、支援の充実や学習環境の整備を行います。

○通常学級における障害理解の推進

- ・通常学級の教職員に対する、特別支援教育に関する研修会や特別支援学校との連携に研修を実施します。
- ・復籍制度により、地域で障害のある子どもとない子どもとの交流及び共同学習を通して障害に対する理解を深めていきます。

○高等教育の機会の確保

- ・障害者の高等教育の機会を確保するため、大学等に障害者の受け入れと障害に配慮した学習環境の整備を働きかけます。

○生涯学習情報の提供

- ・生涯学習センターなどにおいて障害者の利用しやすい環境を整備し、さまざまな情報を提供し、障害者の生涯学習への参加の機会を拡大します。

○講座、講習などの拡充

- ・障害者を対象とした講座、講習の増設や、一般の講座、講習においても障害者が参加しやすい配慮を行うことで、生涯学習の拡充を図ります。

○自主的な学習活動を行うための場の提供

- ・余裕教室の活用を推進するとともに大学等に施設の開放の協力を要請します。

○自主的な学習活動を行うための支援

- ・障害者の支援などを目的とする自主活動グループを育成し、自主的な活動を促進します。

就労支援

○情報提供・相談機能の強化

- ・障害者雇用に関する情報について、障害者就労・生活支援センターを核として、国・都と協力し、障害者及び企業に対して、情報収集、発信するシステムを検討・構築します。

○障害者就労・生活支援センターの拡充

- ・障害者就労・生活支援センターのコーディネーター・ジョブコーチの機能を充実強化し、拡充します。
- ・商工会議所等関係団体とのネットワークを構築し、障害者就労を支援します。
- ・就労移行支援施設の活用、企業内通所授産などの活用により就労への移行を促進します。

福祉的就労の充実

○作業所等の拡充と授産作業の改善支援

- ・官公需を拡大するよう調整します。

○社会参加への環境整備

- ・障害者がスポーツ、文化、レクリエーション等の社会参加活動の推進のために、関係機関・団体への啓発を進めるとともに、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティアセンター等の活用による環境整備を促進します。

○建築物等のバリアフリー化

- ・福祉のまちづくりを推進するために、関係機関への啓発を進めるとともに公共建築物、道路や交通機関等の整備においては、障害当事者の参加などにより、障害者が安全に利用できる施設整備などを促進します。
- ・視覚・聴覚障害者への情報提供として電光掲示板等の活用を図ります。
- ・多数の人が利用する施設等の整備においては、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、誰もが使いやすい施設整備に向けて指導・助言を行います。

○移動環境の整備

- ・ 駅施設の昇降設備や駅前広場の整備を進めるとともに、バス交通のバリアフリー化を促進します。
- ・ 違反広告物や不法占用物等の撤去・指導、駐輪場の整備促進等により、通行に支障のない道路環境づくりを進めます。
- ・ 車椅子利用者以外の歩行困難者に対する駐車スペースを拡充します。

○防災対策の推進

- ・ 避難支援プランの周知を図ります。
- ・ 災害時の障害者に必要な支援体制として個別避難支援プランを作成します。
- ・ 防災訓練等に積極的に参加できるよう支援し、地域としての防災意識の高揚を図ります。

○避難所の整備

- ・ 特別支援学校等、障害者が利用しやすく安心して過ごすことができる二次避難場所を整備拡充するよう調整します。
- ・ 避難所における障害者への情報伝達について検討します。

○防犯対策の推進

- ・ 障害者向けの防犯対策パンフレットを作成する際には、ルビを振るなど必要な配慮を行います。

○福祉関係者の資質向上

- ・ 障害者の介護・支援にかかわる福祉関係者の研修を充実し、資質の向上を図ります。
- ・ フォローアップ研修などを活用し、障害者支援にかかわる職員等の資質向上を図ります。

○社会福祉協議会の体制整備

- ・ 社会福祉協議会に対し、適切な支援と助成を進めます。
- ・ 地域福祉の拡充を図れるように、事業が展開できる体制づくりを支援します。

○住民参加型サービス団体との協働

- ・ 住民参加型サービス提供団体などの育成を図るとともに、家事援助、自立生活プログラムや移送サービス事業などを支援し、協働化を図ります。

○さまざまな交流活動の推進

- ・ 障害者との多様な交流活動を進めるため、学校行事や生涯学習への参加を促進するとともに、保育園、児童館等での交流事業や地域コミュニティ施設等での交流事業を推進します。
- ・ 障害者施設と地域との交流を進めるため、相互に活動や行事への参加を図り、交流活動を拡大します。

○学校教育・生涯学習での福祉教育の推進

- ・ 児童生徒用の福祉教材の活用や学校でのボランティア活動を推進し、障害当事者の講演や交流など教

育現場での福祉教育の推進を図ります。

- ・福祉センター等において、福祉講座を実施し、生涯学習の分野における障害者福祉についての理解を深めます。

○権利擁護の推進

- ・障害者の権利擁護についての啓発活動を推進します。
- ・社会福祉協議会等による地域福祉権利擁護事業等を活用します。
- ・障害者の虐待防止法、差別禁止法の施行へ向けて、自立支援協議会を通じて、職員向け研修を行います。
- ・精神科病院における入院や医療の提供が、本人の意思に基づいて行われるよう、指導します。

○医療的ケアの担い手の確保

- ・呼吸器ケア・経管栄養ケアについての研修を早期に実施します。
- ・人工呼吸器利用者で吸引等の利用者にサービス提供できる重度訪問介護事業所や居宅介護事業所がほとんどない現状を改善するために、障害福祉サービスの全事業所で医療的ケアを行えるようにヘルパーを育成する研修の実施や独自開催の研修の支援を行います。また、すべての事業者が医療的ケアを行うよう、強いお願いを行なっていきます。特に長時間介護に必要な最重度の医療的ケアを必要とする障害者へ24時間365日重度訪問介護を提供できる事業所を増やすための様々な支援を行います。

○重度・重症心身障害児者の医療と地域生活

- ・地域生活を送る上でのニーズに即した医療サービスが身近なところで受けられる体制を整備します。
- ・ショートステイを含めた施設機能の拡充を図ります。